

地域	基準値	
	昼間	夜間
療護施設、社会福祉施設等が集合して設置されるなど特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
もっぱら住居の用の地域 主として住居の用の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用の地域	60デシベル以下	50デシベル以下